

# オーストラリアにおける連結財務報告 —連結財務諸表の発展と連結会計基準—

## Consolidated Financial Reporting in Australia —Developments of Consolidated Financial Statements and Consolidated Accounting Standards—

吉 田 洋  
Hiroshi YOSHIDA

本稿は、「会計基準の国際的統一に向けた欧州・北米・アジア・オセアニア諸国の対応と諸問題」に関する研究の一環として、オセアニアとりわけオーストラリアにおける連結財務諸表の発展と現行の連結会計基準に焦点をあてて、検討したものである。連結財務諸表の発展については、ウィッタレドの文献から会社法の規定や証券取引所の規則よりも1950年以降の公社債市場の急速な発展であることが理解できる。この時代のオーストラリアでは、アメリカやイギリスのような会計専門家による連結財務諸表についての公式見解はほとんど皆無であった。

しかし、現在の会計基準は旧英連邦諸国における会社会計制度の特徴とされていた会計職業界からの自主規制の伝統が崩れ、会計基準に法的裏付けが与えられ、連結財務諸表の会計基準においても、AASB1024「連結財務諸表」において示されている。そして、それは他国に先がけて国際会計基準に統一化される方向にあることは極めて興味深い。

キーワード：オーストラリア、連結財務諸表、連結会計基準、国際会計基準、オーストラリア会計基準  
Australia, Consolidated Financial Statements, Consolidated Accounting Standards,  
International Accounting Standards, AASB

### はじめに

連結会計は、19世紀末にアメリカにおいて生成・発展したのもであり、その後イギリス、フランス、ドイツといったヨーロッパ諸国に広まった。現在では、財務内容を開示する手段として多くの国で連結会計制度が導入されている。

本稿では、会計基準統一化に向けたオセアニア諸国の対応と諸問題を検討する手がかりとして、オーストラリアにおける連結会計基準を中心に考察する。まず、オーストラリアにおける連結財務諸表の発展についてウィッタレドの文献からその概要を把握する。次に

現行の会計規制の概要と連結会計基準であるAASB1024「連結財務諸表」に焦点をあててその内容を検討する。

### 1. オーストラリアにおける連結財務諸表の発展

アメリカでの連結財務諸表の公表は、一般産業会社では、1984年のジェネラル・エレクトロニック社に始まり、その後U.S.スチールなどがそれに続いた<sup>注1</sup>。アメリカにおける連結会計は、その公表の実務の一般化が先行して、制度的側面が後発的であることにその特徴があるといわれている<sup>注2</sup>。

注1 山地範明著『連結会計の生成と発展』中央経済社、2000年、5頁。

注2 鈴木基史稿「アメリカの連結会計」、高橋俊夫監修、崎章浩、中嶋隆一編著『会計の戦略化』税務経理協会、2002年、8頁。

さて、オーストラリアでは1931年、Hoyts Theatres Ltd により最初の連結財務諸表が開示された。会社法や証券取引法による連結財務諸表に関する財務情報の開示要求がなされる以前に、いくつかの持株会社は個別財務諸表を補完するために連結財務諸表を公表した。また、連結財務諸表の公表実務が一般化したのは、会社法や証券取引法による連結情報の開示要求に加え、公社債市場の発達があったとされている。

本稿では、ウィットレッドの論文<sup>注3</sup>を手がかりに、オーストラリアにおいて連結財務諸表がどのように導入され、一般化されたか、その発展を検討したい。

#### (1) 連結財務諸表の開示に関する要求

ウィットレッドは連結財務諸表の開示に関する要求として会社法の規定、証券取引所の規則そして会計基準の3つの側面から検討している。次にこれらを見てみよう。

##### ①会社法の規定

オーストラリア会社法上、連結財務諸表についての規定が初めて設けられたのは、実質的には1938年のビクトリア会社法であった。同法により、オーストラリア会社法上、連結財務諸表についての規定が初めて設けられた。同法では、持株会社は持株会社自身の財務諸表に加えて、子会社の個別財務諸表か連結財務諸表を提出すべきことが要求された。ビクトリア会社法は1943年ウェスタンオーストラリア州において採用され、その後、1958年、ビクトリア会社法が改正され、タスマニア州においても採用された。ここで注意しなければならないことは、他の州の会社法においては、連結財務諸表の開示を求める規定は設けられなかったことである。

1961年には、統一会社法が制定され、持株会社は、個別財務諸表に加えて各子会社の個別財務諸表か連結財務諸表を開示すべきことが要求された。

その後、1981年の統一会社法では、持株会社は個別財務諸表に加え、企業集団の財政状態および経営成績を表示するグループ・アカウンツを開示しなければならないとした<sup>注4</sup>。

そこでは、グループ・アカウンツを次のように定義していた<sup>注5</sup>。

- a. 1組の企業集団に関する連結財務諸表
- b. 2組以上の企業集団に関する連結財務諸表
- c. 企業集団内の各会社についての個別財務諸表
- d. 1組以上の連結財務諸表と1組以上の個別財務諸表との組合せ

##### ②証券取引所の規則

オーストラリアにおいて、持株会社とその子会社に関する財務諸表の開示に関する法的要請は、会社法に先立って証券取引所の規則によりなされた。

1925年12月、シドニー証券取引所、メルボルン証券取引所上場規則では次のように持株会社に財務情報の開示を要求した。

「他の会社の支配的持分を有している企業は、自らの貸借対照表とともに子会社の貸借対照表および損益計算書を株主に提供しなければならない。」

さらに1927年12月、メルボルン証券取引所上場規則が改定され、その規則では持株会社はその子会社の個別財務諸表か、その子会社の集計貸借対照表および集計損益計算書<sup>注6</sup>のいずれか一方を提出すべきことを要求した。これと同時期に、1927年7月、シドニー証券取引所上場規則が改正され、その規則では持株会社はその子会社の個別財務諸表か、持株会社とその子会社の集計貸借対照表および集計損益計算書のいずれか一方を提出すべきことを要求した。続けて、1936年7月、シドニー証券取引所上場規則が改正され、その規則では持株会社はその子会社の個別財務諸表か、その子会社の集計貸借対照表および集計損益計算書のいずれか一方を提出すべきことを要求した。

1941年6月にはシドニー証券取引所、メルボルン証券取引所上場規則が改正され、持株会社はその財務諸表に子会社の個別財務諸表か、連結財務諸表のいずれか一方を添付しなければならないことを要求した。この上場規則は1941年6月以降に上場を認められる企業のみ適用された。この規則は、ビクトリア州では、

<sup>注3</sup> Whittred G., "The Evolution of Consolidated Financial Reporting in Australia," *Abacus*, September 1986, pp.103-120.  
同様な内容は次の文献にも見られる。

Ma, Ronald, R.H. Parker, Greg Whittred, *Consolidated Accounting*, Longman Cheshire, 1991, pp.10-22.

<sup>注4</sup> Whittred G., *op. cit.*, pp.104-105.

<sup>注5</sup> Section 161, Victorian Companies Act 1961.

<sup>注6</sup> 集計貸借対照表および集計損益計算書は会社間の損益の消去がなされていないこと、連結にあたっての修正仕訳がなされていないことで連結貸借対照表と連結損益計算書とは異なる。

1938年会社法に引き続いて連結財務諸表の公表を促す要因になった。また、メルボルン州では、連結財務諸表の公表に関する最初の規則となり、その後の連結財務諸表公表に少なからぬ影響を与えたと言える。1946年9月、シドニー証券取引所、メルボルン証券取引所は上場会社と上場規則に遵守する旨の合意契約書を結ぶことになった<sup>注7</sup>。

### ③会計専門家による会計基準

1946年以前のオーストラリアにおいて、会計専門家による連結財務諸表についての公式見解はほとんど皆無であった。1946年5月になってオーストラリア勅許会計士協会により会計原則に関する勧告5号「持株会社の財務諸表における子会社の財政状態と経営成績の開示」が公表され、そこでは持株会社は持株会社自身の財務諸表に加えて、連結貸借対照表および連結損益計算書による企業集団全体の財政状態および経営成績についての明瞭な概観を株主に与えるようなその他の形式による財務諸表を提出すべきであるとしている。その後、1956年、オーストラリア勅許会計士協会により「連結財務諸表の作成に関する覚書」が公表された<sup>注8</sup>。

以上のことから、ビクトリア州では、1938年会社法において連結財務諸表の開示に関する規定が設けられたが、ニューサウスウェールズ州等の他の州では、会社法上連結財務諸表に関する規定は1961年の統一会社法が制定されるまで存在しなかった。

しかし、ニューサウスウェールズ州においては、1941年のシドニー証券取引所の上場規則があったが、この上場規則は1941年6月以降に上場を認められる企業のみ適用された。シドニー証券取引所が、上場会社に対し上場規則に遵守するという実質的な約束を引き出したのは、1946年9月に上場会社と合意契約書を結んだのが最初であった。したがって、1940年代から1960年代初期にかけて、ビクトリア州とは対照的に、ニューサウスウェールズ州の会社は証券取引所の上場規則に遵守しない会社が多数あった。

この時代のオーストラリアでは、アメリカやイギリ

スのような会計専門家による連結財務諸表についての公式見解はほとんど皆無であった。

### (2) 持株会社による財務諸表の公表状況

さらに、ウィットレッドは、ニューサウスウェールズ州とビクトリア州の持株会社について財務諸表の公表状況を調査した。

#### ①ニューサウスウェールズ州

連結財務諸表に関する最初の上場規定が制定された1941年までには全持株会社のわずか4%しか連結財務諸表を公表していなかった。1961年の統一会社法による連結財務諸表の公表要請以前に、ニューサウスウェールズ州では、持株会社による連結財務諸表の割合は1947年から徐々に増加し、1953年には全持株会社の約60%に達している<sup>注9</sup>。

#### ②ビクトリア州

連結財務諸表の公表が要求される以前に持株会社が連結財務諸表を公表していた。1938年には連結財務諸表を公表する持株会社は全持株会社の約14%までに達した。ビクトリア会社法の規定は1938年12月から効力を有し、翌年には連結財務諸表を公表する企業数は約4倍になった(6社から25社)。1939年以降のビクトリア州の連結財務諸表公表企業の顕著な増加は、1938年の会社法の規定によるところが大きいといえる。なぜなら、ビクトリア州の会社が会社法に遵守しない割合は、1953年までにおよそ19%に減少した。一方、ニューサウスウェールズ州の40%の会社が依然として、会社法に遵守していなかった<sup>注10</sup>。

すでに述べたように、1940年代から1960年代の初期にかけて、ニューサウスウェールズ州の企業は、州会社法からも連結財務諸表に関する情報開示を要求されることはなく、シドニー証券取引所からの連結財務諸表に関する情報開示要請も、1941年の上場規則に遵守しないことによって逃れることができた。それにもかかわらず、1941年のシドニー証券取引所の上場規則は1961年の統一会社法が制定される以前において、ニューサウスウェールズ州の持株会社が連結財務諸表を公表する主たる要因であったと多くの論者が主張して

注7 Whittred G., *op. cit.*, pp.105-106.

注8 *Ibid.*, p.106.

注9 *Ibid.*, p.110.

注10 *Ibid.*, p.110.

いる<sup>注11</sup>が、ウィッタレッドはかかる見解に疑問を投げかけている。1943年から1950年にかけての連結財務諸表公表企業数の増加（6%から32%）は、1946年の証券取引法の上場規則改正によるところが大きいことは明らかである。

しかし、ウィッタレッドはそのような理由だけでは、連結財務諸表を公表する企業が増加したことを十分に説明しえないと主張する。この上場規則は、証券取引所における上場の許可申請を行う持株会社についてのみ、申請が許可された場合にはその後株主に子会社の個別財務諸表か連結財務諸表の公表を開示されることが要求されるということであって、それ以前に上場している会社には適用されなかったからである。したがって、1940年から1953年にかけて連結財務諸表を公表する企業数が2倍になったにもかかわらず、上場申請する持株会社の数が2倍になっていない。また、ビクトリア州と比較して、ニューサウスウェールズ州の多くの企業が、証券取引所の上場規則に遵守しなかったことは、証券取引所の上場規則が連結財務諸表の一般的要因であるようには考えられない。

### （3）初期連結財務諸表の公表要因

#### ①資金調達源泉の変化

上述のことから、ウィッタレッドは、初期の連結財務諸表の公表要因について、資金調達源泉の変化から検討している。オーストラリア経済は1930年から1934年にかけては不況下にあり、資金調達手段は長期の利付資金調達から短期の調達へシフトした。利付債務は大部分が銀行の当座借越によってなされた。また、第2次大戦の開戦後、証券発行規制（1953年12月）があったため、1941年から1946年にかけて、証券発行による資金調達の割合は30%から15%に減少した。第2次大戦後、社債等の固定利付証券が重視されるようになった。また、証券発行規制にもかかわらず、1947年から1951年の期間は企業の急速な成長期間であった。それは1951年の中頃にピークをむかえ、1950年から1951年にかけて新発行市場が活発になり、金融会社が先導となって短期金融市場が発展し、登録無担保社債が新たに導入された<sup>注12</sup>。

#### ②社債権者の情報要求の変化

1953年12月以前において、証券発行委員会が、上場公開会社の社債を規制し監視していたが、それ以降証券発行規制が解除されるに及んで、新たな財務情報の開示が要求されるようになった。

以下は、オーストラリアの一般大衆に提供された最初の無担保上場登録社債と最初の無担保転換社債の発行に関する社債契約書（信託証書）である The Myer Emporium Limited と Henry Berry & Company(Australasia)Limited の事例である<sup>注13</sup>。

#### 〔社債契約書の事例〕

##### A. The Myer Emporium Limited

3(a)すべての社債が当社に返還されるか償還される時まで、当社は以下の金額を借りることはできないし、当社の子会社に借りることを認められない。(i)(それ以前の当社によって公表された当社およびその子会社の直近の連結貸借対照表において開示されている)当社およびその子会社の純有形固定資産の金額を超過する、当社およびその子会社による担保付借入金および無担保借入金の合計額、または(ii)純有形固定資産の金額の3/4を超過する当社および子会社の担保付借入金の合計額

(b)当社は無担保社債を発行するにあたって、それよりも上位にランクされるいかなる無担保社債も発行することはできず、(a)項に従わなければならない。当社は無担保社債の発行と同等にランクされる無担保社債をさらに発行することができる。

〔登録無担保社債目論見書(1950年11月17日)〕

##### B. Henry Berry & Company(Australasia)Limited

6(a)当社およびその子会社の借入金の合計額は、1,250,000ポンドに制限される。

(b)当社およびその子会社により銀行からの担保付借入金の合計額は、500,000ポンドに制限される。

(c)当社は無担保社債を発行するにあたって、それよりも上位にランクされる無担保社債も、それと同等にランクされる無担保社債も発行することはできない。

(d)当社およびその子会社は、以下の場合を除いてそれ

<sup>注11</sup> Fitzgerald,A.A.,“Recommendations on Accounting Principles,” *The Australian Accountant*,June 1944,p.181.

Fitzgerald,G.E.,“The Accounts of Holding Companies,”*The Australian Accountant*,May 1945,p.22.

<sup>注12</sup> Whittred G.,*op. cit.*,pp.113-114.

<sup>注13</sup> *Ibid.*,p.115.

らの資産を超過して社債権券やその他の債券を発行できない。

- (i) 項6(b)を限度とした銀行に対する証券担保
- (ii) 135,000ポンドに達する当社の現存する社債発行と同等にランクされる64,500ポンドを超過しない額での社債発行
- (iii) 前項の条件内での発行を含む現存する社債の償還時または償還後、20,000ポンドを超過しない額での社債発行

[無担保転換社債目論見書(1950年9月30日)]

いずれの場合も、こうした新たな資金調達を行うにあたっては、いくつかの財務制限条項（親会社と子会社の借入れ等の債務に対する制限）が設けられている。そして、その財務制限条項は連結財務諸表上の金額を基礎にしていることがわかる。

このように、公社債市場の発展が、1950年代初期におけるオーストラリア企業による連結財務諸表公表の普及に重要な影響を与えたと考えることができる。それは1950年以降の公社債市場の発展と時期を同じくして、連結財務諸表の公表実務が増加しているからである<sup>注14</sup>。

## 2. オーストラリアの財務報告制度の枠組み

現行のオーストラリアにおける会社会計規制は、会社法(Corporations Law : 会社法とする)において定められている。

会社法上、会社は閉鎖会社(Proprietary Company)と公開会社(Public Company)に区分され、さらに閉鎖会社は大規模閉鎖会社と小規模閉鎖会社に区分される。会社の種類は株式会社(Company Limited by Shares)、株式及び保証有限責任会社(Company Limited both by Shares and Guarantee; 1988年で廃止)、保証有限責任会社(Company Limited by Guarantee)、無限責任会社(Unlimited Company)に区分される。大半の会社が株式会社でそのうち98%が閉鎖会社である<sup>注15</sup>。

オーストラリアでは二つの会計基準が公表されている。会社法が改正されてから会社法によって規定されるパブリックセクターであるオーストラリア会計基準審議会(Australian Accounting Standards Board 以

下 AASB とする)により公表されている AASB Accounting Standards (以下 AASB 基準とする)が会計基準の中心となっている。

そこでカバーされていない問題についてはプライベートセクターであるオーストラリア会計研究財団により公表されている Australian Accounting Standards (以下 AAS 基準とする)を適用している。さらに、同財団からは会計基準の設定に概念的フレームワークを与える会計諸概念ステートメント(以下 SAC とする)、緊急的な財務報告問題にタイムリーな指針を与える緊急問題グループの合意見解、SAC や会計基準の適用に関して財務報告上の指針をタイムリーに提供する会計指針通牒などが公表されている。

AASB 基準はオーストラリア会計基準審議会によってオーストラリア会計研究財団が公表した AAS 基準を検討して認可したものである。この認可された会計基準である AASB 基準は、法的拘束力を持ち、すべての会社はこれに従わなければならない。このことは旧連邦諸国における会社会計制度の特徴とされていた会計職業界からの自主規制の伝統が崩れ、会計基準に法的裏付けが与えられたことを意味する。

オーストラリア会計基準審議会は、オーストラリア証券委員会法第224条により設置され、その機能については、次のように同法第226条に定められている。

- a. AASB 基準を強制するのではなく、提案された会計基準を評価する目的で理論的フレームワークを開発すること。
- b. 提案された AASB 基準を検討すること。
- c. 可能な AASB 基準の開発に資金を提供し、企画を行うこと。
- d. 提案された AASB 基準を作成するかどうかを決定するために必要な公的な協議を行うこと。
- e. 必要とされた場合、提案された AASB 基準の様式と内容を変更させること。

他方、AAS 基準はオーストラリア会計研究財団内のパブリックセクター会計審議会により作成される。AAS 基準はすべての報告実体に適用される。

オーストラリアでは、元来、会計基準は職業会計人の行為規範であるとされている。オーストラリア会計

<sup>注14</sup> *Ibid.*, p.114.

<sup>注15</sup> Clare, Roberts, Pauline Weetman, Paul Gordon, *International Financial Accounting A Comparative Approach*, Financial Times Management, 1998, p.407.

研究財団は、1966年に「オーストラリア勅許会計士協会(The Institute of Chartered Accountant in Australia:ICAA)」と「オーストラリア公認会計士協会(CPA Australia)」, 旧称は「オーストラリア公認実務会計士協会(Australian Society of Certified Practicing Accountants:ASCPA)」により共同で私的に設立された団体である。これは二つの会計士協会が独自に会計基準を設定したのでは、財務情報の企業間比較を困難にし、財務情報の有用性を損なう結果となることによるものである。

さて、オーストラリア会計研究財団の目的は、オーストラリアにおける財務報告と会計監査の質を向上させること、財務報告と会計監査の国際的な発展に貢献すること、オーストラリアにおける商法と商事法務の発展に貢献することにある。同財団は現在、財団運営委員会(The Foundation Board of Management), 監査基準審議会(The Auditing Standards Board), パブリックセクター会計審議会(Public Sector Accounting Standards Board), 法制調査審議会(The Legislation Review Board)から構成されている(Policy Statements 1, Appendix 1)。財団運営委員会の役割はオーストラリア会計研究財団の調整、監督に責任を負うことである。監査基準審議会は、監査基準の作成を行う。パブリックセクター会計審議会は、AAS基準の作成を行い、公的部門に対して会計基準に準拠するように要求するとともに、オーストラリア会計基準審議会に対して認可のための基準の提案を行う。法制調査審議会はコーポレートガバナンス、財務報告、監査に影響を及ぼす法制を調査する。

なお、オーストラリア会計研究財団内に設置されていた会計基準審議会は、1988年9月に会計基準検討審議会(現在のオーストラリア会計基準審議会)に吸収されている。

AAS基準とAASB基準を対照させると、ほぼ対応しているが、主に会社の開示要件に関係しない次の4つの基準(AAS25 退職年金計画財務報告, AAS27 地方政府による財務報告, AAS29 政府部門による財務報告, AAS31 政府による財務報告)には対応関係

がない。

会社法と会計基準との関係・位置づけについては、会社法が改訂されてから、すべての会社の財務諸表は、「真実かつ公正な」財務諸表を保証するために「適用しうる会計基準」(applicable accounting standards)(これにはAASB基準が該当する。)への準拠が要求されている。会社法にはさらに会計帳簿、会計監査、財務諸表の開示内容等の規定が設けられている。

なお、連結財務諸表の会計基準は、AASB1024「連結財務諸表(Consolidated Accounts)」(1992年5月公表)において示されている。

### 3. オーストラリアの連結会計基準

公社債市場の発展が、1950年代初期におけるオーストラリア企業による連結財務諸表公表の普及に重要な影響を与えたと考えることができる。また、連結に関する会計基準は1946年5月になってオーストラリア勅許会計士協会、会計原則に関する勧告5号「持株会社の財務諸表における子会社の財政状態と経営成績の開示」が公表されたことに端緒が見られたことは既に述べたとおりである。

しかし、現行の会計基準であるAASB1024の目的は財務報告目的である親会社と子会社を識別し、連結財務諸表が作成される状況とそこに含まれる財務情報を記述することである(AASB1024, par.7)。この基準は国際会計基準(IAS)27「連結財務諸表と子会社の投資に関する会計」に調和化する形で改訂が進められたものであるが、細部には若干の相違が見られる<sup>注16</sup>。次に連結会計に関する基準の概要を見てみよう<sup>注17</sup>。

#### ①連結財務諸表の体系

オーストラリアにおける連結財務諸表の体系は、連結損益計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュ・フロー計算書および注記からなる(AASB1024, par.12)。

#### ②連結の範囲

支配力基準により、連結の対象となる親会社、子会社が決定される。親会社は他の企業を支配する力のある企業であり、子会社は親会社により支配される企業

<sup>注16</sup> Curran, Brigid T., *A Comparative Study of Australian & International Accounting Standards—Challenges for Harmonisation*, Coopers & Lybrand, 1996.

Eddy, Peter E., *Accounting for Corporate Combinations and Associations*, Fourth Edition, Prentice Hall, 1995.

<sup>注17</sup> Knapp, Jeffrey, Stephanie Kemp(ed.), *Accounting Handbook 2002*. Prentice Hall, 2002. 拙稿「第19章 オーストラリア」, 武田安弘編著『財務報告制度の国際比較と分析』税務経理協会, 2001年, 376~377頁。

であると定義される。

つぎのような場合は、連結範囲から除外される目安として示されている。

- a. 一時的な支配である場合
- b. 支配力に被害を被った場合
- c. 異業種の子会社の場合
- d. 親会社が少数株主持分しか保有していない場合

### ③ 企業結合

企業結合の会計処理は、持分プーリング法が認められず、パーチェス法による。パーチェス法では、親会社ないし取得会社は取得した子会社株式を取得原価（取得時の公正価値）で記録する。連結に際して、子会社支配取得日における子会社の識別可能資産・負債に公正価値を割り当て、取得原価が子会社の識別可能純資産の公正価値のうち親会社持分を超える額は暖簾、取得原価の識別可能資産の公正価値より小さい場合は、「取得に基づく割引」として処理表示する。そして、少数株主持分はその持分比率に相当する公正価値が割り当てられ、公正価値で評価され、わが国における全面時価評価法を採用している(AASB1024, par.18-20)。

### ④ 暖簾

暖簾は、資産として認識され、各報告日ごとに見直され、将来の便益が期待されない部分を当期の費用とし、残額を20年を超えない期間にわたって定額法で償却されなければならない(AASB1013, par.5.3-5.4)。取得に基づく割引（負の暖簾）は、取得した非貨幣性資産の帳簿額がゼロになっても残額がある場合には、その残額を当期の収益として認識しなければならない(par.8.1)

### ⑤ 少数株主持分

少数株主持分は外部持分と呼ばれ、貸借対照表上は資本の資本の部に表示され、損益計算書上は企業集団の損益を表示してから外部持分の控除する表示を行う。

### ⑥ 関連会社に対する投資

オーストラリアでは、持分法によって計算された関連会社に対する投資に関する情報は、重要であれば、個別または連結財務諸表の注記で開示される(AASB1016, par.20)

### むすび

オーストラリアで、会社法上の連結財務諸表についての規定が初めて設けられたのは1938年のビクトリア州の会社法であった。しかし、ニューサウスウェールズ州においては、1961年の統一会社法まで設けられなかった。これに対して、両州の証券取引所の上場規則では、連結財務諸表に関する規定が1941年に制定されたが、両州において会社法や証券取引所の上場規則に遵守しない企業がかなりあった。とりわけニューサウスウェールズ州では、それが顕著であった。このことから、オーストラリアにおける初期の連結財務諸表の公表要因は、会社法の規定や証券取引所の上場規則によるものではないことは明らかである。オーストラリアにおける連結財務諸表の普及をもたらしたのは、1950年以降の公社債市場の発展である。すなわち、企業が社債を発行する際の社債契約書における財務制限条項は、親会社とその子会社からなる企業集団についての財政状態（および経営成績）を明らかにした連結財務諸表上の金額が基礎となっており、公社債市場の発展により、新たな財務情報の開示が求められるようになったのである。このことから、オーストラリアにおける初期の連結財務諸表の発展は、公社債市場の発展に対する当然の反応であると思われる。この時代、アメリカやイギリスのような会計専門家による連結財務諸表についての公式見解はほとんど皆無であった。

現在の会計基準では連結財務諸表の会計基準を含めて旧英連邦諸国における会社会計制度の特徴とされていた会計職業界からの自主規制の伝統が崩れ、会計基準に法的裏付けが与えられるに至った。そして、オーストラリアでは他国に比べて特徴的な発展を見た連結財務諸表においては、他の会計基準とともに、連結会計基準が他国に先駆けて国際会計基準に統一化される方向にあることは極めて興味深い。

付記：本稿は、平成14年度科学研究費、「会計基準の国際的統一に向けた欧州・北米・アジア・オセアニア諸国の対応と諸問題」（基盤研究（B）（1）海外）の補助金を受けた研究成果の一部である。